

## 神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について

### 1 改正の趣旨

行政手続法及び神奈川県行政手続条例の一部改正に伴い、神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の引用条項に変更が生じることから、所要の改正を行うものである。

### 2 改正の内容

第15条第2項及び第19条中「第15条第3項」を「第15条第4項後段」に改める。

### 3 施行期日

令和8年5月21日